



宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 本宿泊約款（以下「宿泊約款」といいます。）には、当館と宿泊契約及びこれに関連する契約を行う者（以下「宿泊者」といいます。）との間の権利義務関係が定められています。宿泊約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 宿泊者が、宿泊契約の申込みまたは宿泊の予約をするときは、次の事項を当館に申し出ていただくものとします。
 - 1.) 宿泊者名及び連絡先
 - 2.) 宿泊日及び到着予定時刻
 - 3.) 利用宿泊プラン
 - 4.) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第 2.) 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
3. 第 1 項第 3.) 号の利用宿泊プランは、宿泊契約の申込み時においてのみ有効とします。申込み時と異なる利用宿泊プランでの宿泊を希望する場合は、新たな宿泊契約の申込みをしていただきます。なお、申込み時の予約は当然には解除されませんので、別途必要な手続きをとっていただくものとします。
4. 宿泊者は、宿泊者と当館との間の宿泊契約または宿泊予約の地位または宿泊契約に基づく権利を第三者に譲渡することは、不適切な転売行為を防止し全てのお客様に適切な宿泊の機会を提供するため、当館が明確に承諾する場合を除き禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。
5. 宿泊者は、合理的な理由のない、同一利用者による同一日における重複する宿泊及び類似の日程における複数の宿泊の宿泊契約の申込みは、当館が可及的に多くのお客様に宿泊の機会を提供するため禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当館が前条第 1 項の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、宿泊プランによっては、前条の申込後、事前決済を行っていただき当館が入金を確認した時に成立するもの

とします。

2. 当館が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消すことがあります。
3. 当ホテル（館）は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
4. 宿泊契約の申込みに際し、特別な配慮を必要とする宿泊者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当館は可能な範囲内でこれに応じます。
5. 前項の申出に基づき、当館が宿泊客のために講じた特別な措置に要する費用は、宿泊客の負担とします。

第4条 宿泊契約締結の拒否

1. 当館は、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - 1.) 宿泊の申込みが、宿泊約款によらないとき
 - 2.) 満室（員）により客室に余裕がないとき
 - 3.) 宿泊者や施設の利用者が、次の（イ）から（ハ）に該当すると認められるとき
 - （イ） 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）、暴力団体準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき
 - （ロ） 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - （ハ） 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
 - 4.) 宿泊者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき
 - 5.) 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき
 - 6.) 宿泊者が、旅館業法第5条1項3号にあたる時。
 - 7.) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - 8.) 天災、施設の故障、人員の不足その他やむを得ない時由により宿泊させることができないとき
 - 9.) 宿泊者が、宿泊約款または当館内において当館の定める利用規則を遵守しないおそれがあると認められたとき
 - 10.) 宿泊者が沖縄県旅館業法施行条例第5条各号に該当するとき

第5条 宿泊者の契約解除権等

1. 宿泊者は、当館の責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除するときは、当館に申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 宿泊者は、キャンセル規定において変更・解除を不可とされているプランを除き、当館に申し出て、宿泊契約を任意で解除することができます。この場合、当館は、キャンセル規定に従い取消料を申し受

けます。

3.当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日初日の午後6時（夕食を伴わない宿泊契約は午後12時）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により任意に解約されたものとみなし処理することができます。この場合、当館は、キャンセル規定に従い取消料を申し受けます。

第6条 当館の契約解除権

1.当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- 1.) 宿泊者が宿泊に関して、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- 2.) 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき
- 3.) 天災、施設の故障、人員の不足等やむを得ない事情により宿泊させることができないとき
- 4.) 宿泊者が次の（イ）から（ハ）に該当すると認められるとき
 - （イ） 暴力団、暴力団員、暴力団体準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき
 - （ロ） 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - （ハ） 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
- 5.) 宿泊者が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき
- 6.) 宿泊者が宿泊約款または当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
- 7.) 宿泊者が沖縄県旅館業法施行条例第5条各号に該当するとき
- 8.) 宿泊者が保護者の許可なく、未成年者のみで宿泊しようとするとき
- 9.) 本項3.)号以外の理由により、当館が契約した客室を宿泊者に提供できないとき（ただし、この場合は可能な限り他の宿泊施設を斡旋するものとします。）
- 10.) 当館の明確な承諾なく宿泊契約の地位または宿泊契約に基づく権利が譲渡されたと認めるとき
- 11.) 同一利用者による、合理的な理由のない、同一日における重複する宿泊契約の申込みまたは類似の日程における複数の宿泊契約の申込みがされたと認められるとき
- 12.) 宿泊者が、旅館業法第5条1項3号にあたる時。

第7条 宿泊の登録

1.宿泊者は、宿泊日当日、当館において、次の事項を登録するものとします。

- 1.) 宿泊者の氏名・年齢・性別・住所・電話番号及び連絡先
- 2.) 中長期在留者ではない外国人であっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- 3.) 出発日及び出発予定時刻
- 4.) その他当館が必要と認める事項

第8条 客室の使用時間

- 1.宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、宿泊契約ごとに設定されたチェックイン時間からチェックアウト時間までとします。
- 2.当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この

場合には追加料金を申し受けます。

第9条 利用規則の遵守

宿泊者は、当館内において、当館が定め当館内に提示した利用規則に従うものとします。

第10条 料金の支払い

1.宿泊料金の内訳は、以下のとおりとします。

宿泊料金 追加料金 税金 サービス料

2.宿泊料金等の支払は、通貨又は当館が認めるクレジットカード等通貨に代わり得る方法により、宿泊契約の成立時からチェックアウトの時まで又は当館が請求した時に、当館にお支払いいただきます。

3.当館は、当館が宿泊者に対する客室の提供の準備をし、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金を申し受けます。

第11条 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管

1.宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が承諾したとき（当館が指定する方法による場合を含みます。）に限って責任をもって保管し、宿泊者がチェックインをする際にお渡しします。

2.宿泊者がチェックアウトをしたのちの手荷物又は携帯品は、当館が予め承諾したときに限って責任をもって保管します。当館が予め申し受けた手荷物又は携行品の預かり期間内に引取りがされないときは、故意に遺棄され所有権を放棄されたものとみなして取扱いをさせていただきます。

3.宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携行品等が当館の承諾なく残されていた場合において、意図的に放置されたことが合理的に推認される場合、またはチェックアウトの日から3ヶ月が経過しても携行品等に関するご連絡がない場合には、故意に遺棄され所有権を放棄されたものとみなして取扱いをさせていただきます。

第12条 お持込品等の取扱い

1.多額の現金及び貴重品のお持込みをご希望の場合は、セキュリティ等の事情から事前にお知らせいただきます。お知らせいただいた場合でも、当館の判断によりお持込みをお断りすることがあります。なお、当館にお知らせいただかずにお持込みになられた多額の現金及び貴重品の毀損・汚損・紛失等について、当館は責任を負いかねます。

2.宿泊者がお持込みになった現金、貴重品、手荷物又は携行品については、宿泊者にて保管・管理していただくものとし、当館が個別の手続においてその保管・管理をお引き受けした場合を除き、毀損・汚損・紛失等について当館の故意又は重大な過失がある場合に限り損害を賠償するものとします。

3.前項の賠償については、客観的に損害額が立証されることを条件に当該損害を賠償するものとします。損害額の客観的な評価が困難な場合については、10万円を限度に相当額を賠償します。

ただし、次に定める物品については、その責任を負いません。

(1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に

記録されたものを含みます。)

第 13 条 宿泊者の責任

1. 宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当館は当該宿泊者からその損害を賠償していただきます。
2. 禁煙の客室において喫煙（電子タバコを含む）した宿泊客は、当該客室の消臭措置のために要する費用等違約金として金 5 万円をお支払いいただきます。
3. 前項の場合に、消臭措置等のために当該客室を販売できない期間を生じたときは、その期間の宿泊料相当額を前項の違約金に加算してお支払いいただきます。

第 14 条 客室への入室について

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。
 - 1.) 清掃、ルームサービス等当館のサービスを提供するとき
 - 2.) 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - 3.) 警察・消防の保全上必要があると判断されたとき
 - 4.) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき
 - 5.) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当館が判断したとき

第 15 条 駐車場の責任

1. 宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は駐車場所をお貸しするものであり、車両の管理責任や第三者による加害の防止の義務まで負うものではありません。

第 16 条 条項の分離性

1. 宿泊約款は、その一部が公的機関により違法又は無効であると判断された場合であっても、当該一部を除く部分はその影響を受けず、有効に存在するものとします。

第 17 条 準拠法及び裁判管轄について

1. 宿泊約款は日本法に従って解釈され、宿泊約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条 宿泊約款の変更

1. 宿泊約款は、民法上の定型約款に該当し、宿泊約款の各条項は、宿泊者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当事由があると認められた場合には、民法規定に基づいて変更します。
2. 宿泊約款の変更は、宿泊約款の変更内容が公表された後、指定された効力発生日から適用されます。

【別表第 1】

	内訳
宿泊料金	①基本宿泊料（室料（又は室料+朝食料）） ②サービス料（①×当館が定める料率）
追加料金	③飲料代（又は追加飲食及びその他料金） ④サービス料（③×当館が定める料率）
税金	イ 消費税 ロ 宿泊税 ハ 入湯税

1.基本宿泊料金は当館が提示する料金表によります。

2.当館では寝具及び食事を提供しない幼児については、料金をいたしません。ただし、季節・宿泊プランにより子供料金・幼児料金を設定することがあります。この場合適当な方法をおってお知らせします。なお、幼児は1歳から6歳未満とします。税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

【別表第 2】

契約申込人数		不泊	当日	前日	20 日前	40 日前
一般	14 名まで	100%	80%	20%	---	---
団体	15 名～30 名	100%	80%	20%	---	---
	30 名以上	100%	80%	20%	10%	---

1.%は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。

2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

3.団体客（15名以上）の一部について解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいたしません。

4.当館が別途企画する宿泊パッケージ、プラン、その他の個別の特約により、上記と異なる違約金を定めることがあります。